

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		老人福祉センター使用料の減免の決定
根拠法令等及び条項		栃木市老人福祉センター条例第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市老人福祉センター条例施行規則第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>市長は、申請理由が次のいずれかの利用に該当すると認めるときは、当該各号に掲げる金額を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 市が利用するとき 免除</p> <p>(2) 官公署が利用するとき 免除</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護世帯に属する者が利用するとき 免除</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく要介護の認定者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく障がい者の利用に際し、その付き添いとして介助をする者が利用するとき 免除</p> <p>(5) 老人福祉センター併設のデイサービスセンターに通う者が利用するとき 免除</p> <p>(6) 社会福祉団体及び公共的団体が老人を対象とする行事を開催するとき 免除</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉又は公益上特に必要があるとき 市長が別に定める額</p>	